

**電子記録債権制度導入に向けた
タイにおける法制度等に関する調査研究
報告書**

2017 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人

目次

I. 本調査研究の背景及び目的	2
II. 本調査研究の調査対象及び調査方法	3
1. 調査対象	3
(1) 企業の資金決済・資金調達方法に関する調査	3
(2) 企業の資金調達に関連する法令・政策に関する調査	3
(3) 企業の資金決済・資金調達方法及び関連法令・政策の日本・タイ比較	3
2. 調査方法	3
(1) 企業の資金決済・資金調達方法に関する調査	3
(2) 関連法令・政策に関する調査	3
III. 企業の資金決済・資金調達方法	4
1. 企業の資金決済方法	4
(1) タイ	4
(2) 日本	5
2. 企業の資金調達方法	7
(1) タイ	7
(2) 日本	9
3. 企業の IT 化（特に財務・会計の IT 化）	12
(1) タイ	12
(2) 日本	14
4. 企業の資金決済・資金調達方法の日本・タイ比較	16
(1) 企業の資金決済・資金調達方法の比較	16
IV. 企業の資金調達に関連する政策	18
1. 産業金融政策（中小企業金融政策）	18
(1) タイ	18
(2) 日本	20
2. 企業の財務・決済の IT 化に関連する政策	21
(1) タイ	21
(2) 日本	24
V. 企業の資金調達に関連する法令の比較	27
(1) タイの小切手に係る法令と日本の手形法及び小切手法の比較	27
(2) 民商法典と手形法・小切手法・電子記録債権法の構造の比較	28
(3) 売掛債権の譲渡（ファクタリング）に係る法令比較	29
VI. タイにおける電子記録債権導入に向けたアプローチに関する考察	30

I. 本調査研究の背景及び目的

本調査研究は、以下のような議論及び実態調査等を背景として、電子記録債権制度の普及可能性が見込まれるタイに対する制度導入に向けた具体的な取組みを展開するために、タイの法制度等について調査を実施するとともに、当該調査の結果の分析及び分析を踏まえた提言を行うことを目的としている。

- 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（金融庁 2010 年 12 月）に基づいて、「電子記録債権制度といった我が国の制度の普及を図るため、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査」を実施し、「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」（金融庁 2011 年 3 月）及び「アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査」（金融庁 2012 年 3 月）を通じて、タイを含む東南アジア 4 カ国の「いずれにおいても、電子記録債権導入の基礎的要件は満たし」、「導入可能性が認められた」と評価されたこと。
- 2013 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進する」とされたほか、「資金決済サービスの向上に向けて」（官民ラウンドテーブル「資金決済サービスの向上」作業部会公表）においても「アジア諸国における日本型の電子記録債権制度の普及に向け」、「潜在的な普及対象国の把握・分析を行うとともに、今後とも、金融インフラの整備支援のなかで取組んでいく」とされたこと。
- これらを受けて、2015 年 12 月に公表された「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」においては、電子記録債権制度の海外展開について、「我が国の電子記録債権制度は、IT を活用して、電子的な手続きで債権を発生させ、譲渡を行うことを可能とする制度として、世界的に例がなく、金融・IT 融合の動きの中でも先駆的な取組みとなる可能性がある。特に、アジア諸国においては、電子記録債権制度の導入に関心が示されている。我が国が、今後、金融・IT 融合の動きの中で、先進性を確保していくためにも、例えば、多数の我が国企業が展開するアジアの主要新興国において、電子記録債権制度導入の具体的な事業化に向けた取組みを展開していくことが考えられる」とされたこと。

Ⅱ．本調査研究の調査対象及び調査方法

日本では、経済社会の IT 化が進展し、電子的な手段を用いた商取引や金融取引が発達してきたことに対応して、事業者、特に中小企業の資金調達手段として、金銭債権譲渡の円滑化の要請が高まり、電子記録債権制度が創設された。本調査研究においては、以下の項目について、法令・文献調査及び／又はヒアリング調査を実施した。

1．調査対象

(1) 企業の資金決済・資金調達方法に関する調査

- 企業における資金決済・資金調達方法
- 企業の IT 化の状況（特に財務・会計の IT 化）

(2) 企業の資金調達に関連する法令・政策に関する調査

- タイにおける産業金融政策（特に中小企業金融政策）
- タイにおける企業の IT 化政策（特に財務・会計の IT 化政策）
- タイの企業の資金調達に関する法令

(3) 企業の資金決済・資金調達方法及び関連法令・政策の日本・タイ比較

上記（1）及び（2）の調査結果に基づいて、企業の資金決済・資金調達方法及び関連法令・政策の日本・タイ比較分析を実施した。

2．調査方法

(1) 企業の資金決済・資金調達方法に関する調査

日本及びタイの企業（業界団体を含む）、銀行、電子債権記録機関（日本のみ）に対してヒアリング調査を実施したほか、文献による調査を実施した。

(2) 関連法令・政策に関する調査

文献調査を実施した。

Ⅲ. 企業の資金決済・資金調達方法

1. 企業の資金決済方法

(1) タイ

タイの企業間の取引においては、銀行振込、小切手及び現金が利用されている。日本の手形に相当する法制度は整備されているが、実際に利用されていることは確認できなかった。他方、手形に代わる券面ベースの後日払いの資金決済手段として、「先日付小切手」が広く利用されている。

表 1 中小企業の資金決済

取引相手	資金決済
大企業	銀行振込、小切手（資金決済手段は大企業側が決定）
中小企業	銀行振込、小切手（先日付小切手）

表 2 タイにおける主な資金決済手段の年間取扱件数

(単位：千件)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
銀行振込	861,243	956,822	1,065,535	1,243,232	1,611,461
インターネット／携帯電話	161,562	218,983	297,759	450,160	825,444
小切手	122,875	118,365	118,792	120,455	118,296

(出典) タイ中央銀行

表 3 タイにおける主な資金決済手段の年間取扱金額

(単位：十億バーツ)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
銀行振込	233,773	250,991	264,783	281,285	325,965
インターネット／携帯電話	14,552	20,300	21,864	26,430	35,067
小切手	64,832	64,581	61,595	61,584	60,895

(出典) タイ中央銀行

a) 銀行振込

タイにおける銀行振込については、銀行窓口を訪れる必要もなく、銀行の営業時間を気にする必要がないこと等の利便性から、表 2 及び表 3 が示しているように、インターネットバンキング (IB) を通じた銀行振込による資金決済が伸びている。

IB を通じた銀行振込については、現在の増加傾向が続くと見込む声が聞かれる一方、一層の利用拡大に向けた課題についての指摘があった。

たとえば、現在の IB を通じた銀行振込では、受取人が受領する入金情報に、送金人に関する情報が含まれないしくみとなっている。このため、送金人は、何らかの手段によって、送金人に関する情報を受取人に伝達する必要がある。企業間取引では、売掛金等の債権・債務の勘定項目の残高と入出金情報を突合して整理をするといった消込作業を行うが、現在の IB を通じた銀行振込では必要な情報 (=「送金人に関する情報」) が欠落しているため、これを補完する作業が発生する。この点は、IB を通じた銀行振込の利用を促進する上で解決すべき課題の一つと考えられ

る。

このほか、企業、特に中小企業においてインターネット利用が進んでいないことやセキュリティ面の不安から、IB を通じた銀行振込の利用が進まないといった指摘もあった。

b) 小切手／先日付小切手

ヒアリング調査において、次のような指摘があった。

- ・ 銀行振込に係る手数料が高額であり、大口取引以外は銀行振込は経済的ではない。
例：タイの大口決済システムであるパーツネット(BAHTNET)を利用する場合、1 取引ごとに 250 パーツ（換算レートを 3.2 円／パーツとした場合、800 円）の手数料が発生する。
- ・ 改善しつつあるものの、未だに IB への不信感を持つ経営者が多い。
- ・ 財務管理の観点から、支払側が、現金決済よりも小切手がもたらすフロート（資金化期間）を好む傾向がある。
- ・ 源泉課税に係る証票は書面でやり取りされていることが多く、小切手による支払の方がより簡便に証票の受領及び保存が可能となる。
- ・ 先日付小切手という券面を保有する安心感を好む小規模事業者が多い。
- ・ 大企業により発行された先日付小切手は、ファクタリングが容易である。
- ・ 受取側が、インボイス割引に使用できるよう、証書のない売掛債権ではなく信用供与条件に沿った先日付小切手を求める傾向がある。

なお、先日付小切手の期限については特段の法的制約はなく、当事者の合意があれば、たとえば、不動産開発関連の支払いなどで 5 年後支払の先日付小切手も存在する。

また、タイにおいては、2010 年 2 月に「Imaged Cheque Clearing and Archive System (ICAS)」が導入されており、物理的に小切手を交換所に持ち込むことなく、券面を読み込んだ電子ファイルのやり取りを通じて決済が行われている。

(2) 日本

日本の企業間の取引においては、銀行振込が広く利用されている。この他、手形や小切手、電子記録債権が利用されている。

表 4 日本における主な資金決済手段の年間取扱件数

(単位：千件)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
銀行振込	1,161,852	1,173,829	1,199,729	1,226,941	1,244,725
手形・小切手等	77,453	73,051	68,864	64,100	59,421
電子記録債権発生請求		135	623	1,081	1,582

(出典) 全国銀行協会「平成 28 年版 決済統計年報」を基に作成

表 5 日本における主な資金決済手段の年間取扱金額

(単位：億円)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
銀行振込	25,826,026	27,842,646	28,263,321	29,094,787	28,313,820
手形・小切手等	3,692,033	3,664,449	3,326,553	2,990,322	4,242,244
電子記録債権発生請求		10,495	47,612	79,994	111,683

(出典) 全国銀行協会「平成 28 年版 決済統計年報」を基に作成

a) 銀行振込

日本においても、IB を通じた銀行振込の利用が進んでいる。

法人向けの IB については、入出金明細・残高照会、振込・振替等が窓口と同様に利用可能であるほか、銀行によっては、IB を通じてサービスを利用する場合の手数料を、窓口を通じて利用する場合よりも低く設定しているケースや、利用する企業の規模に応じた利用プランを設定しているケース、スマートフォンで利用できるようアプリ版を提供しているケースもある。

b) 手形・小切手

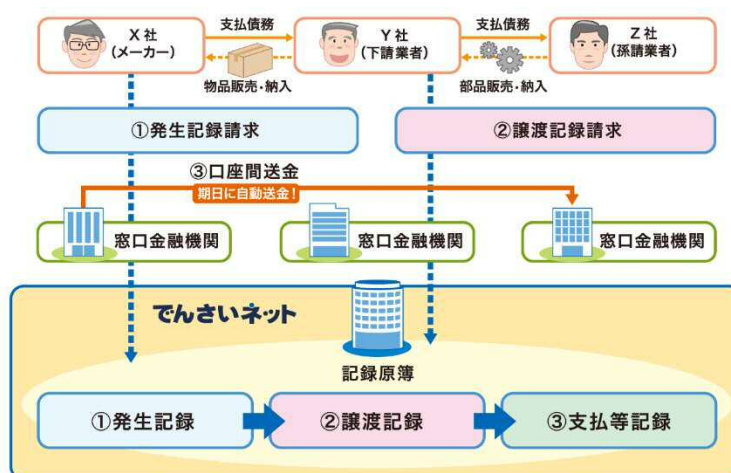
日本においては、振り出された手形や小切手は、受取人から銀行へ、銀行から手形交換所へ、手形交換所から支払人の銀行へ物理的に持ち込まれ、決済が行われる。なお、2017 年 1 月 1 日現在、全国で 184 か所の手形交換所が存在する。

c) 電子記録債権

電子記録債権は、平成 19 年に金銭債権を利用した事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として、手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権として創設されたものである。

電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することを要件としている。

図 1 電子記録債権の取引のイメージ



(出典) 株式会社全銀電子債権ネットワーク「でんさいネットの仕組みと実務」

電子記録債権を利用する場合は、電子債権記録機関に利用者登録をする必要がある。

現在、電子債権記録機関は、全ての銀行が参加するでんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）など5つ存在し、電子債権記録機関間での債権の移動ができない（A電子債権記録機関で発生させた電子記録債権は、B電子債権記録機関では利用できない）が、2016年6月にこれを可能とするために電子記録債権法が改正された。現在、各電子債権記録機関において、システム対応等を行っている。

表6 日本の電子債権記録機関

	日本電子債権 機構株式会社	SMBC 電子債権 記録株式会社	みずほ電子債権 記録株式会社	(株) 全銀電子 債権ネットワーク	(株) Densai サービス
開業日	2009.7.21	2010.7.6	2010.10.4	2013.2.18	2016.7.7
株主構成	三菱東京UFJ銀行 100%	三井住友銀行 100%	みずほ銀行 100%	全国銀行協会 100%	Tranzax (株) 100%

(出典) 金融庁資料

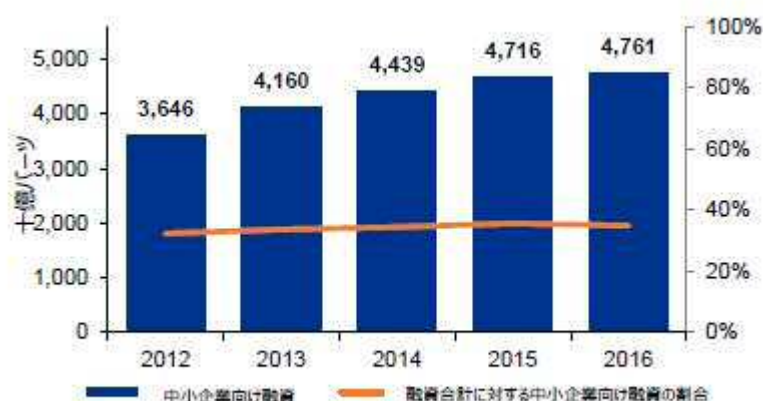
2. 企業の資金調達方法

(1) タイ

a) 銀行融資

商業銀行の融資については、中小企業向けの融資は融資全体の40%弱を占めている。2012年から2016年の間の中小企業向け融資の（平準化後の）年平均成長率は約7%であり、これは、同期間中のタイのGDP成長率（約3%）を上回っている。

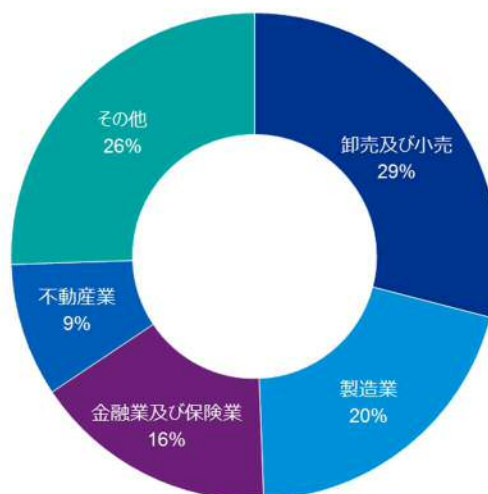
図2 中小企業向け融資金額及び融資全体に占める中小企業向け融資の割合の推移



(出典) タイ中央銀行の統計資料を基に KPMG 作成

また、2016年の中小企業向け融資を業種別にみると、卸売・小売業及び製造業が多く、全体の29%を占めており、それに次ぐ製造業と合わせると、全体の約半分を占めている。

図 3 中小企業向け融資（2016 年）の業種別内訳



（出典）タイ中央銀行の統計資料を基に KPMG 作成

タイにある約 270 万社の中小企業のうち、銀行から融資を受けている企業は、約 40 万社とされている。資金ニーズに対して銀行融資が充足できていない背景には、融資審査に必要な信用情報が不足していることや情報があっても信頼性が低いといった指摘があった。

また、十分な担保資産を持たない新興企業に対する長期資金の提供は、タイ政府にとっても非常に関心の高い事項であるとの指摘もあった。これについては、2016 年に事業担保法が施行されるまでは、動産を担保に取るためには担保権者（債権者）が動産を保有する必要があったことから、機械設備等の事業活動に必要な動産を担保することが難しかったが、事業担保法により、債務者が事業活動に必要な動産を債権者に移転することなく継続して利用しながら担保とすることが可能となったため、今後は、動産を担保にした長期資金の提供拡大が期待される。

b) ファクタリング¹

タイにおいては、ファクタリングを利用すると資金難であるとの印象を取引相手に与えることから、一般的には、ファクタリングは積極的に活用する資金調達手段とはみなされていない。

また、企業がファクタリングを利用する場合、銀行における審査において、当該企業の財務諸表の評価が低くなることに加え、債権の実在性という追加的な審査の必要や考慮すべきリスクの増加等を勘案し、割引率等の手数料を高く設定される可能性があり、この点は、企業による積極的なファクタリングの活用を妨げる要因となっているとの指摘がある。

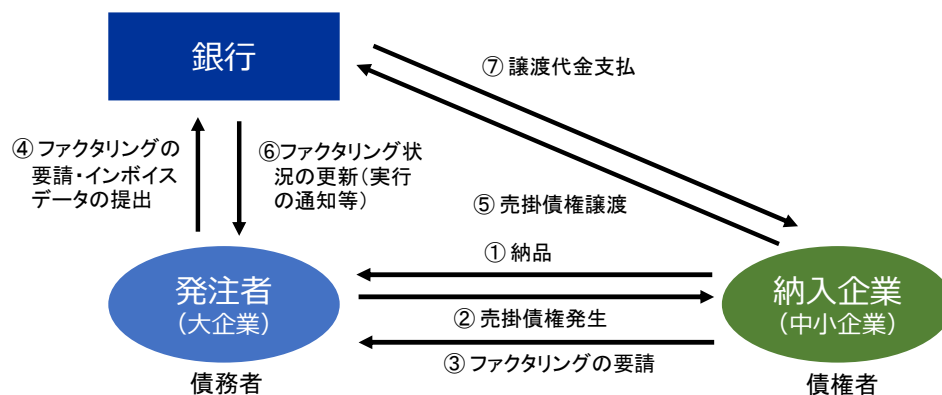
他方、日本の電子記録債権と同様のものが導入されれば、信頼できる情報が拡充し、債権の実在性確認が容易になること等から手数料の低下の余地が生まれ、企業のファクタリングに対する印象も含め、積極的な活用に向けた変化が起こることに対する期待も聞かれた。

いくつかの銀行においては、少数の優良顧客との間で「リバースファクタリング」を実施し、中小企業の資金調達ニーズに応えている。納入業者たる中小企業に加えて納入先の大企業が関与することにより、債権の実在性を担保するほか信用情報の補完につなげることで中小企業に対するファク

¹ ヒアリングにおいては、「ファクタリング」とは、債権譲渡のほか、債権担保融資も含んだ概念として使われている。

タリングの提供を容易にしている。

図 4 タイにおける銀行によるリバースファクタリングのスキーム例



(出典) ヒアリングに基づき KPMG 作成

タイにおけるファクタリング市場の発展を妨げている要因として、次のような課題の指摘があった。

- ・ 個々の請求書について別個に担保の対抗要件を具備しなければならず、実務上著しい労力を要する。
- ・ ファクタリングは、銀行の事業費負担が大きいために金利・手数料が高く、企業にとっては割高な資金調達手段である。
- ・ 信用リスクに対する保険商品はあるが、不正リスクに対する保険商品はないため、不正リスクから生じる損失はファクタリングを提供する銀行がすべて負担しなければならない。債権が実在しない等、過去にファクタリング事業で起きた不正により著しい損失を被った結果、事業規模を縮小した銀行も存在する。
- ・ (特に事業担保法制定前は) 債権回収が困難である。解決策の一つとして、大企業から請求データを裏付けとするベンダー・ファイナンスを実施することが挙げられるが、大規模な銀行でなければ実施することは難しい。

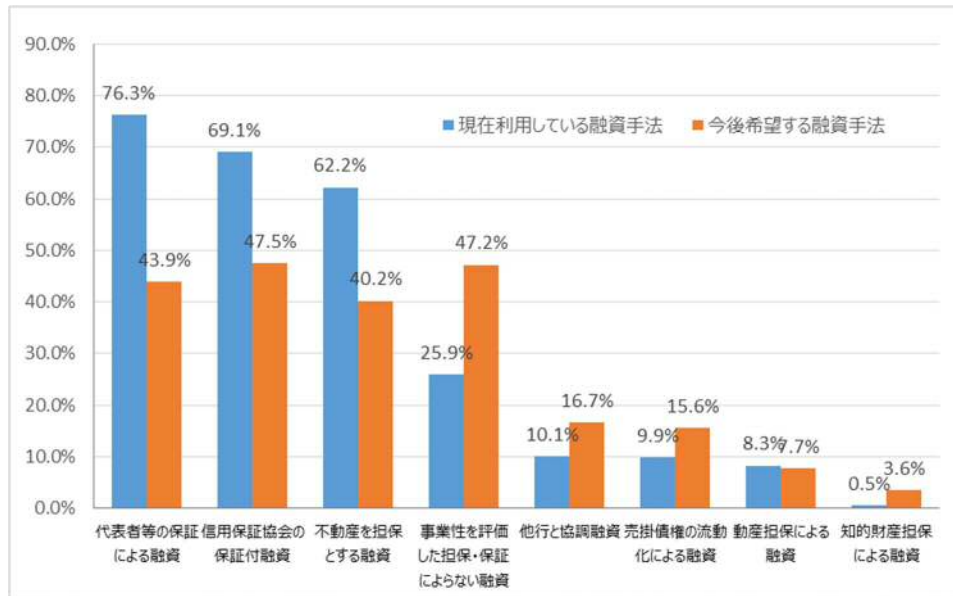
(2) 日本

a) 銀行融資

日本において、中小企業が利用している融資手法には、不動産を担保とする融資、事業性評価に基づく融資、売掛債権の流動化による融資、動産担保による融資、信用保証協会の保証付融資などがある。

図 5 は、中小企業が現在利用している融資手法と、今後借入を希望する融資手法を示したものである。現在利用している融資手法としては、「代表者等の保証による融資」、「信用保証協会の保証付融資」、「不動産を担保とする融資」が多い。他方、今後借入を希望する融資手法としては、現在の利用度合いを踏まえると、「事業性を評価した担保・保証によらない融資」や「売掛債権の流動化による融資」へのニーズが高まっていることがわかる。

図 5 企業が現在利用している融資手法と今後借入を希望する融資手法



注 1) 金融機関から借入れのある場合のみを集計

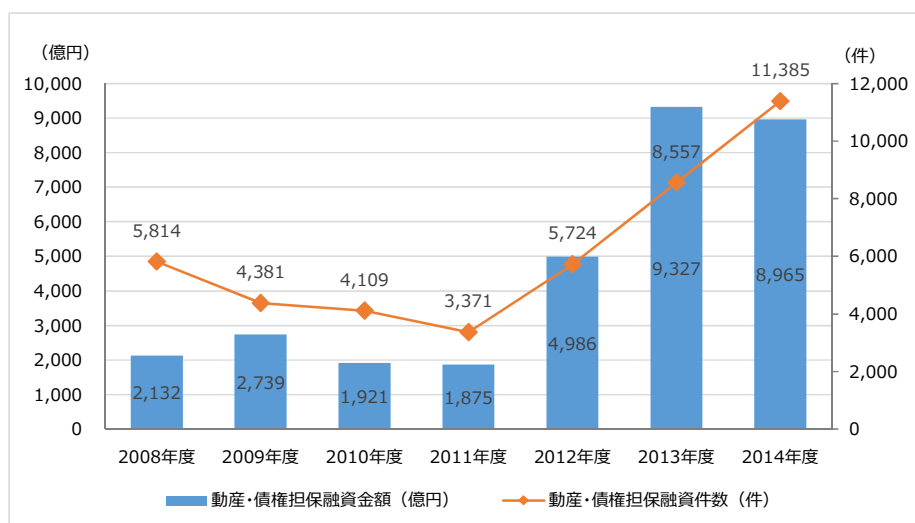
注 2) 複数回答のため、合計は必ずしも 100%にはならない。

出典：中小企業庁委託「中小企業の資金調達に関する調査」
(2015 年、みずほ総合研究所(株))

中小企業における成長投資資金のニーズに対し、一般的に、成長投資資金は金融機関にとってリスク性が高いとされていることから、政府金融機関によるリスクマネーの供給の必要性や、資金調達の多様化が指摘されている。

資金調達の多様化の一つとして、動産・売掛債権担保融資（ABL：Asset Based Lending）の利用がある。

図 6 ABL の融資金額と融資件数の推移



(注) 融資金額は各年度における融資実行額を集計している。

(出典) 経済産業省委託「『ABL の現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討』報告書」(平成 28 年 2 月、(株) 三菱総合研究所)

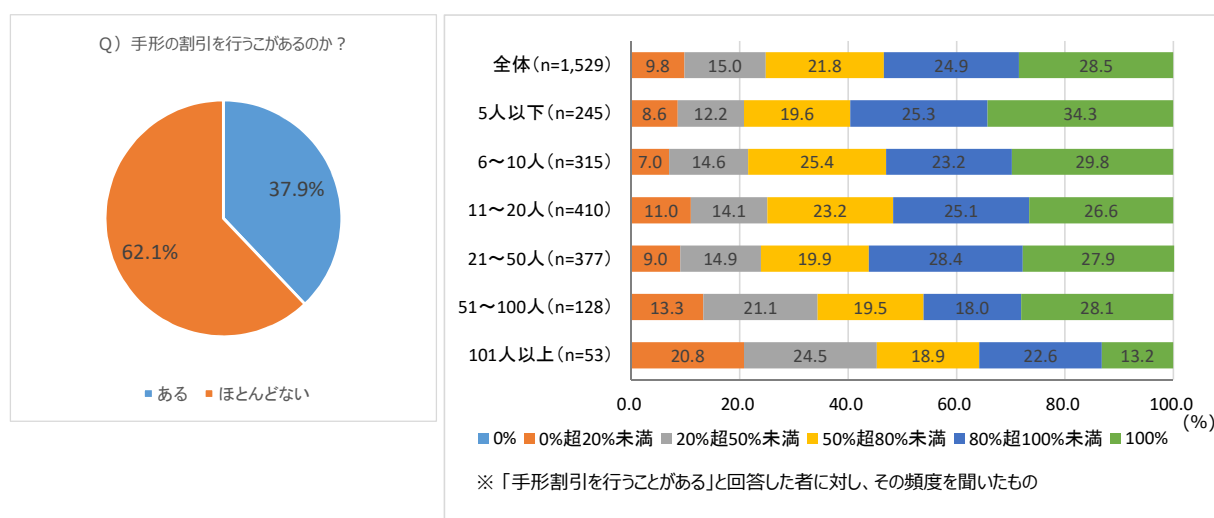
図 6 は、ABL の融資金額と融資件数の推移を示したものである。2012 年度から急激に融資金額が増加している。また、融資件数については、2008 年度から 2011 年度は減少傾向であったが、2012 年度以降は増加傾向にある。

b) 手形割引

手形を所持する企業が、支払期日前に手形を金融機関に譲渡し、現金化する「手形割引」を利用する企業もある。

図 7 は、中小企業の手形の割引状況、手形割引の頻度を示したものである。これによると、平成 25 年度において、手形割引を行う中小企業は 37.9%、手形割引を行う頻度は「80%超」と回答した中小企業が 53.4%となっている。

図 7 手形の割引状況、手形割引の頻度

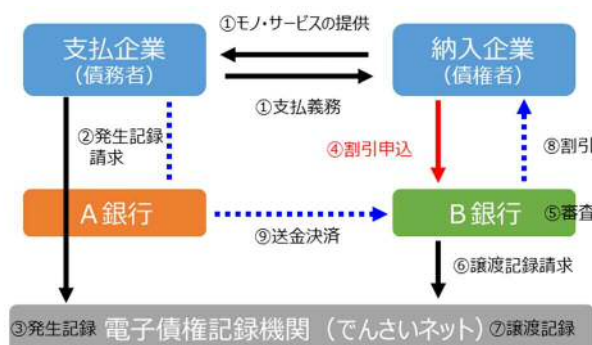


(出典) 中小企業庁「平成 25 年度下請代金の受取等に関する調査」

c) ファクタリング（売掛債権譲渡）

売掛債権を金融機関等に譲渡し、支払期日前に、支払企業の信用に基づき現金化する「ファクタリング」を利用する企業もある。ファクタリングには、図 8 に示したとおり、電子記録債権を活用したものもある。

図 8 電子記録債権を活用したファクタリング



(出典) 金融庁作成資料

3. 企業の IT 化（特に財務・会計の IT 化）

（1）タイ

企業だけでなく個人も含めたタイ全体のインターネット普及状況を見ると、表 7 が示しているように、インターネットの利用者数は堅調に推移しているものの、ブロードバンドの世帯普及率は 2016 年時点でも 33.85%にとどまっている。

表 7 タイのインターネット普及状況

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
インターネット利用者数	23,056,712	26,140,473	27,653,927	39,466,260	43,873,732
ブロードバンド加入者数	4,305,310	4,869,246	5,440,099	6,229,137	7,218,560
ブロードバンド世帯普及率	21.45%	24.14%	26.41%	29.21%	33.85%

（出典）タイ国家放送通信委員会

他方で、表 8 が示しているように、携帯電話の普及率は高く、2015 年時点で 122%となっており、インターネットへの接続に係るユーザーインターフェイスとして携帯電話が大きなウエイトを占めていることがわかる。

表 8 タイの携帯電話普及状況

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年※
携帯電話加入者数（百万人）	85.0	92.9	97.1	93.3
ポストペイド（百万人）	9.8	11.3	12.9	13.2
プリペイド（百万人）	75.2	81.7	84.2	80.1
携帯電話普及率	128%	139%	145%	139%

※ 2015 年は第一四半期時点。一部の事業者では、2015 年から加入者数のカウント方法を変更。

（出典）タイ国家放送通信委員会

表 9 が示しているように、タイの企業におけるコンピュータ導入率は、2015 年時点で 24.9%となっている。業種別に見ると、病院、情報がほぼ 100%であるのに対し、製造、物流では 20%を下回っている。また、企業規模別に見ると、10 人から 15 人規模の企業は 68.5%、16 人から 25 人規模の 83.6%、31 人から 50 人規模の企業は 88.9%、それ以上の規模の企業はほぼ 100%となっているが、企業数が圧倒的に多い 10 人未満の規模の企業は 22.5%と極端に低い。

表 9 タイの企業の IT 利用状況（2015 年）

	コンピュータ導入率	インターネット利用率	ウェブサイト利用率
業種別	24.9%	20.6%	6.8%
販売及びサービス	27.1%	22.3%	7.4%
製造	13.7%	11.0%	3.8%
建設	28.4%	25.4%	6.5%
物流	19.1%	15.8%	5.7%
病院	99.7%	97.4%	83.9%
情報	98.1%	96.3%	22.0%
企業規模別	24.9%	20.6%	6.8%
1-9 人	22.5%	18.3%	5.3%
10-15 人	68.5%	60.7%	25.3%
16-25 人	77.8%	71.0%	37.1%
26-30 人	83.6%	79.7%	48.2%
31-50 人	88.9%	85.0%	49.7%
51-200 人	96.3%	94.4%	68.2%
200 人以上	99.6%	99.1%	86.5%

（出典）タイ統計局

表 10 が示しているように、タイの企業における MIS（Management Information System、経営情報システム）の利用率は、2015 年時点で 15.8%となっている。業種別に見ると、病院が 98.5%と突出しており、次いで情報が 39.1%、建設と販売及びサービスが 20%前後、物流と製造は 10%前後となっている。企業規模別に見ると、規模が大きい企業の方利用率が高い傾向にあるが、その中でも企業数が圧倒的に多い 10 人未満の規模の起業は 13.4%と極端に低い。

表 10 企業の MIS 利用率（2015 年）

	MIS 利用率
業種別	15.8%
販売及びサービス	17.1%
製造	9.5%
建設	22.4%
物流	12.4%
病院	98.5%
情報	39.1%
企業規模別	15.8%
1-9 人	13.4%
10-15 人	58.4%
16-25 人	68.6%
26-30 人	75.5%
31-50 人	82.0%
51-200 人	91.3%
200 人以上	97.7%

（出典）タイ統計局

(2) 日本

日本のインターネット普及状況を見ると、表 11 が示しているように、2016 年時点でインターネット人口普及率が 83.5%となっている。

表 11 日本のインターネット普及状況

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
インターネット利用者数（万人）	9,652	10,044	10,018	10,046	10,084
インターネット人口普及率	79.5%	82.8%	82.8%	83.0%	83.5%

（出典）総務省「通信利用動向調査」

また、ブロードバンドの契約者数も増加傾向にある。特に、LTE などの移動系超高速ブロードバンドの契約者数の伸びが著しい。

表 12 日本のブロードバンド契約数及び携帯電話加入契約数

	2012 年度末	2013 年度末	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
固定系ブロードバンド契約数	3,530	3,602	3,680	3,782	3,869
移動系超高速ブロードバンド契約数	2,568	5,387	8,725	12,251	15,008
携帯電話加入契約数	13,604	14,401	15,270	15,646	16,273

※ 単位：万契約

※ 固定系ブロードバンド：FTTH、DSL、CATV、FWA 移動系超高速ブロードバンド：BWA、LTE

（出典）総務省「平成 29 年版 情報通信白書」

端末別にインターネットの利用状況を見ると、2016 年はパソコンが 58.6%、スマートフォンが 57.9%となっており、インターネットへの接続に係るユーザーインターフェイスとして大きなウエイトを占めている。また、タブレット型端末は 2015 年から 2016 年にかけて 5.3 ポイント増となっている。

表 13 インターネット利用端末の種類

	2015 年	2016 年
インターネット利用率（全体）	83.0%	83.5%
パソコン	56.8%	58.6%
スマートフォン	54.3%	57.9%
タブレット型端末	18.3%	23.6%
携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）	15.8%	13.3%
インターネット対応型家庭用ゲーム機	7.7%	9.2%
インターネット対応型テレビ受信機	4.5%	6.8%

（出典）総務省「通信利用動向調査」

表 14 が示しているように、日本の中小企業における IT 導入状況は、2015 年時点で 75.6%となっている。業種別に見ると、製造業や卸売業がほかの業種に比べて若干 IT 導入率が高いものの、いずれの業種においても 75%前後の中小企業が IT を導入していることがわかる。

表 14 業種別に見た中小企業の IT の導入状況

	IT 導入率
全業種	75.6%
製造業	77.2%
卸売業	77.5%
小売業	75.8%
サービス業	75.8%
その他	73.0%

(出典) 中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」
(2015 年、(株) 帝国データバンク)

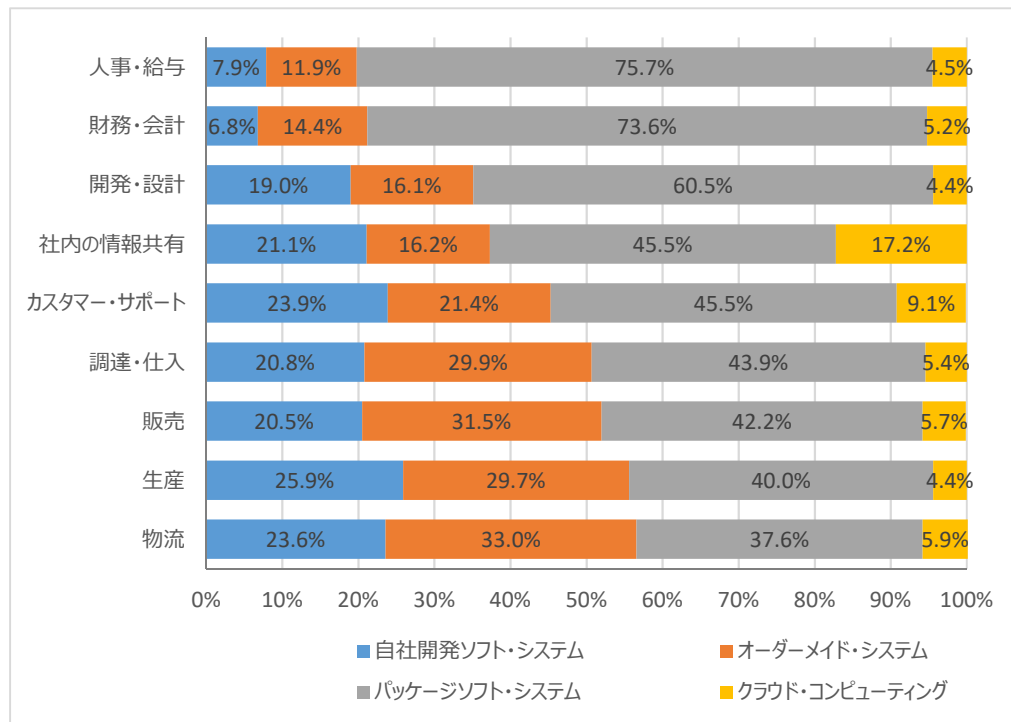
また、表 15 及び図 9 が示しているように、日本の中小企業における IT の導入状況を、業務領域別に見ると、「財務・会計」、「人事・給与」といったバックオフィス分野は、いずれの業種においても必要な業務分野であるため、IT 導入率が高く、その内容を見ると、パッケージソフト・システムを中心に導入されていることがわかる。他方、「開発・設計」、「物流」、「カスタマーサポート」といった業務領域は、IT 導入率が低く、パッケージソフト・システムではなく、自社に適した IT を導入できるように自社開発ソフト・システムやオーダーメイド・システムを導入している企業の割合が高いことがわかる。

表 15 業務領域別に見た中小企業の IT の導入状況

	IT 導入率
財務・会計	81.8%
人事・給与	77.2%
販売	75.2%
調達・仕入	66.0%
社内の情報共有	58.3%
生産	45.7%
開発・設計	29.9%
物流	29.5%
カスタマーサポート	27.8%

(出典) 中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」
(2015 年、(株) 帝国データバンク)

図 9 業務領域別に見た中小企業の IT 導入方法



(出典) 中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」
(2015 年、(株) 帝国データバンク)

4. 企業の資金決済・資金調達方法の日本・タイ比較

(1) 企業の資金決済・資金調達方法の比較

日本及びタイにおける企業の資金決済・資金調達方法については、下表の通りである。

表 16 企業の資金決済・資金調達方法の比較

	日本	タイ
資金決済方法	・銀行振込 ・手形 ・小切手 ・現金	・銀行振込 ・小切手（先日付小切手） ・現金
資金調達方法	・融資（不動産担保、ABL） ・ファクタリング（売掛債権譲渡）	・融資（不動産担保、事業担保） ・ファクタリング（売掛債権譲渡）

また、日本及びタイにおける企業の IT 化の状況については、下表の通りである。

表 17 企業の IT 化の状況

	日本	タイ																																											
企業における IT 活用の実態	●ハードウェアは 75.6%、ソフトウェア等は 63.7% の中小企業が導入 ●製造業や卸売業での導入率が若干高い ●財務・会計、人事・給与等のバックオフィス分野での導入率が高い	●24.9%の企業がコンピュータを導入 病院や情報業はほぼ 100%であるのに対し、製造業や物流業は 10%台 ●15.8%の企業が MIS を導入 病院が 98.5%、次いで情報が 39.1%、建設と販売及びサービスが 20%前後、物流と製造は 10%前後																																											
インターネットへのアクセス	●インターネット人口普及率：83.5%（2016 年末） ●固定系ブロードバンド：3,896 万契約（2016 年度末） ●3.9-4 世代携帯電話：1 億 219 万契約（2016 年度末） <参考> 総人口：1 億 2,693 万人（2016）	●インターネット利用者数：4,387 万人（2016 年末） ●ブロードバンド世帯普及率：33.8%（2016 年末） ●携帯電話加入者数：9,330 万人（2015 年第一四半期末） <参考> 総人口：6,572 万人（2015）																																											
(参考) 事業者の定義	中小企業者の定義 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">資本金又は従業員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr> </tbody> </table> ※中小企業基本法における定義		資本金又は従業員		製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下	中企業の定義 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">土地を含まない資産又は従業員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td><td>5,000万パーツ超、</td><td rowspan="2">51-200人</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>2億パーツ以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>5,000万パーツ超、 1 億パーツ以下</td><td>26-200人</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>3,000万パーツ超、 6,000万パーツ以下</td><td>16-150人</td></tr> </tbody> </table> 小企業の定義 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">土地を含まない資産又は従業員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td><td>5,000万パーツ以下</td><td rowspan="2">50人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>5,000万パーツ以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>5,000万パーツ以下</td><td>25人以下</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>3,000万パーツ以下</td><td>15人以下</td></tr> </tbody> </table> （出典）「アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査」報告書（2012 年 3 月 株式会社 NTT データ経営研究所）		土地を含まない資産又は従業員		製造業	5,000万パーツ超、	51-200人	サービス業	2億パーツ以下	卸売業	5,000万パーツ超、 1 億パーツ以下	26-200人	小売業	3,000万パーツ超、 6,000万パーツ以下	16-150人		土地を含まない資産又は従業員		製造業	5,000万パーツ以下	50人以下	サービス業	5,000万パーツ以下	卸売業	5,000万パーツ以下	25人以下	小売業	3,000万パーツ以下	15人以下
	資本金又は従業員																																												
製造業その他	3億円以下	300人以下																																											
卸売業	1億円以下	100人以下																																											
サービス業	5,000万円以下	100人以下																																											
小売業	5,000万円以下	50人以下																																											
	土地を含まない資産又は従業員																																												
製造業	5,000万パーツ超、	51-200人																																											
サービス業	2億パーツ以下																																												
卸売業	5,000万パーツ超、 1 億パーツ以下	26-200人																																											
小売業	3,000万パーツ超、 6,000万パーツ以下	16-150人																																											
	土地を含まない資産又は従業員																																												
製造業	5,000万パーツ以下	50人以下																																											
サービス業	5,000万パーツ以下																																												
卸売業	5,000万パーツ以下	25人以下																																											
小売業	3,000万パーツ以下	15人以下																																											

IV. 企業の資金調達に関連する政策

1. 産業金融政策（中小企業金融政策）

（1）タイ

a) 第3次中小企業振興マスタープラン

中小企業振興マスタープランは、中小企業の振興と発展を目的として5年ごとに策定されている。第3次中小企業振興マスタープランは中小企業が世界の変化の中で持続可能な成長と競争力を構築するための指針として、2012年から2016年を対象として策定された。当該プランでは、①中小企業の事業環境の発展、②中小企業の競争力強化、③地方の中小企業のバランスのとれた持続可能な成長の促進、④国際的な経済統合に対する中小企業の事業能力の強化を戦略としている。

b) 事業担保法（Business Security Act）

事業担保法は、中小企業振興政策の一つとして、担保権設定者（債務者）が収益を生み出す資産を担保権者（債権者）に移転させることなく継続して利用しながら担保とすることを可能とすることを目的として2015年11月に公布され、2016年7月に施行された。

事業担保法施行前は、民商法典上、動産を担保とする担保権者は抵当権の設定が認められず、質権を設定するほかなく、担保権者は動産に対して質権を設定する場合、担保物を物理的に所有する必要があった。このため、十分な担保資産を持たない中小企業は、商業利用する動産を担保にすることができず、銀行融資を受けることが難しかった。事業担保法の成立・施行により、こうした課題が解決されることとなった。

（参考）民商法典

第702条 抵当とは、抵当権設定者と呼ぶ一人の者が、抵当権者と呼ぶもう一人の者に、債務弁済の担保として、財産を引き渡さずにその財産を差し出す契約のことである。抵当権者は、抵当物の所有権が第三者に譲渡されたか否かを考慮することなく、一般債権者に先んじて抵当物から優先的に弁済を受けることができる。

第703条 不動産はそれがどういう種類であっても抵当権の目的物とすることができる。（略）

第747条 質とは質権設定者と呼ぶ一人の者が、質権者と呼ぶもう一人の者に債務弁済の担保として動産を差し出す契約のことである。

(参考) 事業担保法の概要

事項	内容	
事業担保の対象となる担保物	①事業 ②請求権（売掛金・銀行預金等）。ただし、手形により構成される権利を除く。 ③機械、在庫品、原材料等事業活動に使用する動産 ④不動産（担保権設定者が動産事業を営む場合における不動産に限る） ⑤知的財産 ⑥省令で定めるその他財産	
担保権設定者及び権利と義務	・ 個人 ・ 法人	・ 担保権設定者が担保物を所持・使用・交換・処分・譲渡・抵当権等の設定、担保物より発生する収益の受領等を行うことができる。 ・ 担保権設定者は担保物の売却、あるいは担保権者に譲渡する前にいつでも担保物を受け戻す権利がある。 ・ 担保権設定者は担保物の勘定書を作成し、担保権者が担保物を調べることを許す。
担保権者及び権利と義務	・ 金融機関事業法に基づく金融機関 ・ 生命保険会社、損害保険会社 ・ 銀行やその他特定種類の者	・ 担保権者は商務省事業開発局に契約内容を登記する。 ・ 担保権者は普通債権者に先立って担保に入れた財産から債務の弁済を受ける。その財産が第三者に譲渡されてしまったか否かにかかわらない。
担保権の実行方法	①担保物が資産の場合 担保権者が担保物の所有権を取得する方法又は競売の方法により実行される。 ②担保物が事業の場合 ・ 担保権者は担保権を実行させるため、担保権執行者に通知する。 ・ 事業に関する権限が担保権執行者に移転し、当該事業が処分されるまでの事業の調査・管理・実行が行われることになる。事業の売却代金が担保権者やそのほかの債権者に割り当てられる。	

(出典) タイ商務省ホームページ

c) 第4次中小企業振興マスタープラン

2017 年から 2021 年を対象として策定された第4次中小企業マスタープランは、中小企業が経済の主要な原動力となるよう国際的な競争力を身に着けるようにするというビジョンの下、GDP に占める中小企業の総生産比率を 50%に引き上げることを目標にしている。当該プランでは、次の3つの戦略に従い、国際市場におけるタイの中小企業の成長の支援及び振興に焦点を当てている。

特定の領域における中小企業の振興及び開発	・ 中小企業の生産性改善を支援し、技術革新の利用を推奨 ・ ベンチャー・キャピタル等、代替的な資金調達源を紹介 ・ 電子商取引の利用促進 ・ 起業家精神の育成及び促進
特化型中小企業の実力強化	・ 高度な研究プログラムの提供、優遇策の付与 ・ 中小企業に対するネットワーク構築推奨 ・ 高度なスキルを有する企業の起業促進
中小企業の振興メカニズムの開発	・ 中小企業を支援するデータセンターを提供 ・ 中小企業を支援し、法的阻害要因を軽減するため法令を見直し、改正

(2) 日本

a) ABL (Asset Based Lending) の推進

ABLとは、企業が有する在庫や売掛債権、機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法であり、過度に不動産担保に依存しない金融慣行促進のため、推進されている。

ABL は債務者が担保目的物の占有・利用を継続しながら通常の事業活動を行うことを前提としている。

動産については、2005 年に、動産譲渡登記をすることにより動産の譲渡について引渡し（民法第 178 条）があったものとみなし、第三者対抗要件（動産の譲渡を当事者以外の第三者に対し主張するための要件）が具備されるとする「動産譲渡登記制度」が創設された。これにより、それまで動産について譲渡担保を設定するには外形上その存在が判然としない占有改定により引渡しをすることにならざるを得ず、後日動産を取得する者が現れ、占有改定の有無、先後を巡って紛争を生じる恐れがあったが、これを未然に防止することができるようになり、また、紛争になった場合でも、対抗要件具備の立証が容易となった。

売掛債権等の債権については、1998 年、法人が行う債権の譲渡を対象とした「債権譲渡登記制度」創設された。2005 年の動産登記制度の創設とともに、債務者不特定の将来債権の譲渡担保も登記できるようになった。

これらの動産・債権譲渡登録制度の整備により、ABL の利用が推進された。

(参考) ABL 推進の経緯

2005.3	金融庁が「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」において、ABL を不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法と位置づけ
2005.10	動産譲渡登記制度の創設、債権譲渡登記制度の改正
2007.2	金融庁が「金融検査マニュアル」を改訂…動産・債権の一般担保の条件を明記
2007.6	ABL 協会設立
2007.8	信用保証協会が「流動資産担保融資保証制度」を導入
2008.5	経済産業省が「ABL ガイドライン」を制定
2008.12	電子記録債権法施行

b) 電子記録債権の導入・利用推進

金銭債権を活用した企業の資金調達の手法としては、売掛債権や手形の譲渡等があったが、債権の存在やそれが誰に帰属しているのか等の確認にコストを要する上、二重譲渡のリスクがあった。また、企業の IT 化が進む中、電子的な手段を用いた商取引や金融取引が発達し、これに対応した金銭債権の電子的な手段を用いた譲渡等について検討が求められていた。

こうしたことを背景に、2008 年 12 月に電子記録債権法が施行され、企業の資金調達の円滑化を図ることを目的とし、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする、手形や売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権として、電子記録債権が導入された。

また、2018 年 6 月には、電子記録債権法の改正を行い、複数ある記録機関間での債権の移動を可能とする制度整備が行われた。

(参考) 電子記録債権導入の経緯

2003.7	IT 戦略本部決定「e-Japan 戦略Ⅱ」において、電子的な手段による債権譲渡を推進する施策の検討を進めるべきとされた
2004-2005	法務省、金融庁、経済産業省において検討
2006-2007	法制審議会における検討：電子債権法制の整備についての検討 金融審議会における検討：電子債権記録機関のあり方についての検討
2007.6	電子記録債権法成立・公布
2008.12	電子記録債権法施行
2018.6	電子記録債権法改正案成立・公布：記録機関間での債権移動を可能とする改正
2019.4	改正電子記録債権法施行

2. 企業の財務・決済の IT 化に関連する政策

(1) タイ

a) デジタルタイランド計画

2016 年 4 月 5 日、情報通信技術省²が提案したタイ・デジタル経済・社会開発計画（略称：デジタルタイランド計画）が閣議で承認された。

当該計画は、①デジタルイノベーションによる経済的な競争力の向上、②デジタルサービスと情報に対する公平な機会の確保、③デジタル社会への適応を可能にする人材育成、④透明性・有効性の向上に向けた政府運営の改革の 4 つの目標を達成するための 20 年計画であり、次の 4 期に分け、取り組んでいくこととされている。

² 2016 年 9 月、情報通信技術省（Ministry of Information and Communication Technology）から、デジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society）に改組。

表 18 デジタルタイランド計画の実施フェーズ

第 1 期（～ 1 年 6 ヶ月）	デジタル経済・社会構築の準備期間：デジタル基盤への投資・構築に集中
第 2 期（～ 5 年）	社会各層へのデジタル社会への移行期間：すべての国民が社会的・経済的にデジタル技術にアクセスし、最大限活用可能に
第 3 期（～ 10 年）	デジタル社会の完成期：4 つの目標の達成
第 4 期（10 年～20 年）	デジタル社会の安定期：タイがデジタル経済・社会の先進国に

4 つの目標のうち、①デジタルイノベーションによる経済的な競争力の向上、④透明性・有効性の向上に向けた政府運営の改革について、詳細を見てみると、①については、デジタル技術の活用による製造業やサービス業の技術革新、中小企業（SME）のデジタル技術の活用向上などを実現することを通じて、国際的に通用し、地域のニーズに応えられる新たな産業構造を作り出すことを目標としている。また、④については、デジタル技術の積極的導入により、行政サービスの効率化や安全性、グッドガバナンスなどの実現を目標としている。

表 19 デジタルタイランド計画ビジョンと目標（①と④）

	第 1 期 （～ 1 年 6 ヶ月）	第 2 期 （～ 5 年）	第 3 期 （～ 10 年）	第 4 期 （10 年～20 年）
経済的競争力向上	従来デジタル技術をあまり導入してこなかった業種等へ導入を指導（とりわけSMEへの導入を積極推進）	農業、製造業、サービス業の更なる成長	製造業はスマートファクトリー化、SME は国際舞台で活躍できるレベルへ	貿易、生産、投資、雇用などあらゆる側面で世界経済と有機的に結合
政府運営の改革	公文書の電子化、公共機関間のデータ等の共有により、政府公共サービスをプラットフォーム化	政府のデータベースの完全統一	国民参加型の行政サービスへ	民間や国民が行政サービスの運営管理を n 担い、政府はそれを監督・支援
（参考） 法制面対応	デジタル時代の要請に見合った法令の整備	デジタル経済・社会に適応した法制度の完全整備	デジタル経済・社会活動の障害となる法規の撤廃	アセアンにおけるデジタル経済・社会対応型法制度のモデルに

デジタルタイランド計画を円滑に進めていくために、①デジタル・インフラの構築戦略、②デジタル技術を用いた経済活性化戦略、③デジタル技術を用いた公平かつ公正な社会の構築戦略、④デジタル政府への転換戦略、⑤デジタル時代に向けた労働力の開発戦略、⑥デジタル技術の使用に対する信用・信頼の構築戦略を定めている。

このうち、②デジタル技術を用いた経済活性化戦略においては、SME について、次の目標と計画を定めている。

表 20 経済活性化戦略における SME に関する目標と計画

<目標> ・ デジタル技術の導入による生産性向上 ・ GDP に占める SME の総生産比率を 50%に引き上げ ・ SME のデジタル技術へのアクセス機会を増やし、事業活動へのデジタル技術の活用を奨励 <計画> ・ SME、コミュニティ企業等がデジタル技術を活用した事業運営ができるよう指導強化 ・ 農業、製造業、サービス業すべてにデジタル化を推奨し、生産工程改善やコスト圧縮を可能にする ・ コミュニティ企業へ電子決済などを積極的に導入し、経営効率化を推進
--

また、⑥デジタル技術の使用に対する信用・信頼の構築戦略については、次の目標と計画を定めている。

表 21 信用・信頼の構築戦略における SME に関する目標と計画

<目標> ・ 政府行政のデジタルサービスの標準化、データのセキュリティに関する環境を整備 ・ 政府のデータネットワーク、Gクラウド、電子メールシステムなどを融合した政府中央情報センター機能を構築 <計画> ・ 文書のデジタル化の積極的な推進、情報管理・セキュリティ等の体制を整備 ・ 政府行政サービスの申請様式等の画一化、電子認証・公共料金の支払い等のデータベースや様式の統一
--

b) National e-Payment マスタープラン

2015 年 12 月、タイ中央銀行と財務省は、National e-Payment マスタープランを策定した。National e-Payment マスタープランは、①Any ID システムによる電子決済（PromptPay）の導入、②電子カードの利用拡大、③電子税務・取引書類システムの導入、④政府の電子決済システムの導入、⑤e-Payment の全国展開の 5 つのプロジェクトで構成されている。

表 22 National e-Payment マスタープランの概要

	プロジェクト	概要
①	Any ID システムによる電子決済（PromptPay）の導入	銀行口座を保有しない者でも国民登録番号と携帯電話番号を使用して送金や決済を可能にする
②	電子カードの利用拡大	電子カードでの決済コスト・手数料の引き下げを行い、電子カードの利用を拡大する
③	電子税務・取引書類システムの導入	e-Payment システムを通じた決済の際の金融取引に関する報告書の作成・提出や納税などの手続を減らすためのシステムを開発・導入 システムには、e-Tax Invoice や e-Receipt のデータを格納
④	政府の電子決済システムの導入	社会保障データベースを統合し、政府の電子決済システムを開発 国民に対して直接社会保障給付を可能とする
⑤	e-Payment の全国展開	e-Payment 利用メリットを国民に周知 国民に対して、e-Payment の利用に関する知識・安全性を教育

(2) 日本

a) 企業の財務・決済の高度化に関する政策

○ 金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ 報告

2015 年 12 月 22 日、金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループにおいて、決済及び関連する金融業務等の高度化に向けた具体的な行動計画と将来的な方向性が示された。

この中で、金融・IT イノベーションに向けた新たな取組みとして、ブロックチェーンの活用やオープン API のあり方の検討を行うこととされた。

また、企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化に向けて、企業の資金調達の円滑化を図る観点から、電子記録債権の利便性向上に取り組むこととされた。これについては、複数ある記録機関間での債権の移動を可能とする制度整備や、電子記録債権を活用したファクタリングサービスの導入等が具体的なアクションとして示された。

さらに、利用者利便の向上と国際競争力強化のための決済インフラの抜本的機能強化に向けて、企業間の国内送金における XML 電文への全面的移行に取り組むこととされた。これについては、企業が決済情報と商流情報を連携させることによる決済事務の効率化・高度化や、EDI 情報を活用した事業の定量分析、ビジネスチャンスの発掘などの効果が期待されている。

○ 日本再興戦略 2016

2016 年 6 月 2 日、第 4 次産業革命に向けた日本の成長戦略である「日本再興戦略 2016」が閣議決定された。

この中で、「企業間の銀行送金電文を、2020 年までを目途に国際標準である XML 電文に移行し、送金電文に商流情報の添付を可能とする金融 EDI の実現に向けた取組を進める。また、中小企業等の生産性向上や資金効率（キャッシュコンバージョンサイクル：CCC）向上など、XML 電文化の効果を最大化する観点から、産業界及び経済産業省において、金融 EDI に記載する商流情報の標準化について、本年中に結論を出す。」とされた。

○ 決済高度化官民推進会議

2016 年 6 月 3 日、金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ 報告において示されたアクションプランの実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」が設置された。

表 23 主な取組みの進捗状況（2017 年 3 月末時点）

課題	進捗状況
ブロックチェーンの活用の検討	2016 年 12 月、銀行界、FinTech 事業者、IT 事業者、当局等をメンバーとする検討会を設置。2017 年 3 月とりまとめ。 2017 年秋頃を目途に、銀行界に「ブロックチェーン連携プラットフォーム」を整備予定。
オープン API のあり方の検討	2016 年 12 月、銀行界、FinTech 事業者、IT 事業者、当局等をメンバーとする検討会を設置。API 仕様の標準化、セキュリティ対策等を議論。2017 年 3 月中間とり

	まとめ。
電子記録債権の利便性向上	2016 年 6 月記録機関間での債権移動を可能とする制度を整備。 記録機関間で債権移動を可能とするシステムの構築に向けて協議中。
XML 電文への全面移行	2016 年 12 月全銀協で新システム構築を決定。 2018 年に新システムによるサービス開始、2020 年をめどに全面移行。

(出典) 金融庁資料及びヒアリングに基づき作成

b) 行政手続・民間取引における IT 利活用の推進

2016 年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016」において、行政手続・民間取引における IT 利活用の推進への取り組み方針が示された。

各府省庁は、2015 年 6 月 30 日に IT 総合戦略本部決定された「IT 利活用に係る基本方針」に基づき行政手続・制度の見直しを行うこととされ、取組状況について IT 総合戦略室がとりまとめることとされた。

また、国の行政機関における業務・システムについて、国民の利便性や公共価値（Public value）を高める観点から、情報システムの運用コスト削減と行政サービスの改善、業務の効率化等に取り組むこととされた。

表 24 「IT 利活用に係る基本方針」の概要

<IT 利活用の前提となる情報セキュリティの強化の視点>	
・ 基本原則及び行動指針は、情報セキュリティに対する万全の取組みが前提 ・ そのためには、利用者である国民や企業・団体が IT リテラシーを高め、主体的に取り組むことが必要 ・ さらに、IT を十分に活用できない国民に対しては、社会全体でのサポート体制の検討が必要	
<5つの基本原則>	
① 電磁的処理の原則（IT 優先の原則）／② 双方向性活用の原則／ ③ 安全・安心な情報の高度化流通性の確保の原則／④ 行政保有情報の共同利用の原則 ⑤ 情報通信システムの共通化・標準化の原則	
<行政における行動指針>	
① 手続の現状把握／② 「見直し計画」の策定／③ 「見直し計画」に基づく対応／ ④ 規制制度改革分科会の役割	

(参考) e-Tax の普及・定着に向けた主な取組み

<これまでの取組み>	
添付書類	e-Tax による所得税申告で、医療費の領収書等の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の添付を省略（2008 年 1 月～）
電子署名	税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Tax で申告を行う場合の納税者本人の電子署名の省略（2007 年 1 月～）等
インセンティブ措置	e-Tax 還付申告の処理期間を 6 週間程度から 3 週間程度に短縮（2006 年 11 月～）等
利用可能時間	所得税確定申告時期に e-Tax の 24 時間受付（2007 年 2 月～）、日曜日のヘルプデスク受付を実施（2010 年 2 月～） 所得税確定申告時期以外の平日受付を 24 時まで拡大（2013 年 8 月～）

システム改善等	e-Tax の HP 及び納付手続等をタブレット端末等に対応（2014 年 6 月～）
＜新たな取組み＞	
添付書類	一部添付書類のイメージデータ（画像）による提出に対応（2016 年 4 月～） e-Tax で受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者へ提供（2016 年 4 月～）
受付日	e-Tax の受付日を拡大（2016 年 5 月～）

V. 企業の資金調達に関連する法令の比較

(1) タイの小切手に係る法令と日本の手形法及び小切手法の比較

民商法典（タイ）			小切手法 （日本）	手形法 （日本）
条文番号	準用	規定内容	条文番号	条文番号
987		小切手の定義	1	1
988		小切手の記載事項	1	1
910	準	必要的記載事項の欠缺	2	2
914	準	振出人、裏書人の支払担保責任	12/18①	9/15①
915	準	振出人、裏書人の責任・義務の制限	—	—
916	準	人的抗弁の切断	22	17
917	準	裏書による譲渡	14	11
918	準	持参人払式小切手の譲渡	15④	12③
919	準	裏書の方式	16	13
920	準	裏書の権利移転的効力、白地式裏書の効果	17	14
921	準	持参人払式小切手の裏書の効力	20	—
922	準	裏書の要件	15①、②	12①、②
923	準	裏書禁止裏書の効力	18②	15②
925	準	取立委任裏書の効力	23①、②	18①、②
926	準	質入裏書の効力	—	19
938	準	保証の要件	25	30、77③
939	準	保証の方式	26	31
940	準	保証の効力	27	32
945	準	支払の条件（引換）	34①	39①
946	準	一部支払	34②、③	39②、③
959	準	遡及の要件	39	43
967	準	小切手義務者の合同責任	43	47
990		支払のための銀行への呈示	1、28①	1、38①
		呈示期間	29	—
		遡及の要件	39	43
991～993		銀行の義務と権限	—	—
994～1000		線引小切手	37、38	—
1003		裏書人等に対する遡求権	51①	70②
1004		時効の中断	52	71
1006～1009		変造	50	69
1010～1011		紛失	—	—

(2) 民商法典と手形法・小切手法・電子記録債権法の構造の比較

タイ		日本			
民商法典（小切手）		小切手法	手形法	電子記録債権法	
項目	条文番号	条文番号	条文番号	条文番号	項目
振出しの方式	§987/988/ 準 910/準 914	1 / 2	1 / 2	3～14/ 15/16	電子記録債権の発生
裏書（譲渡）	準 914～準 926	12/14～18/ 20/22/23	9/11～15/ 17～19	17～20	電子記録債権の譲渡
—	—	— ※1	19	36～42	電子記録債権の質権
—	—	34②※2	— ※3	43～47	電子記録債権の分割
—	—	—	—	47の2～ 47の5	記録機関間の債権の 移動
保証	準 938～準 940	25～27	30～32/77③	31～35	電子記録保証
支払	準 945/準 946/ 990	1/28①/29/34	1/38/39	21～25	電子記録債権の消滅 支払等記録
遡求	準 959/準 967/ 990	39/43	43/47		
銀行の義務と 権限	991～993	—	—	—	
線引小切手	994～1000	37/38	—	—	—
時効	1003/1004	51①/52	70②/71	—	—
変造	1006～1009	50	69	—	—
紛失	1010/1011	—	—	—	—
—	—	—	—	51～85	電子債権記録機関

 ：電子記録債権法に規定があって、民商法典に規定がないもの

 ：民商法典に規定があって、電子記録債権法に規定がないもの

※1 小切手は長期間流通する性格を持たないため、質権設定を認める必要がないとの整理から、質権設定に関する規定がない。ただし、質権設定が禁止されているわけではない。

※2 小切手法§34②において、小切手の一部払いを認めているが、日本では、一部払制度はほとんど利用されていない。

※3 手形法§33②において、手形の分割は禁止されている。

(3) 売掛債権の譲渡（ファクタリング）に係る法令比較

民商法典（タイ）		民法（日本）	
内容	条文番号	内容	条文番号
債権の譲渡	303	債権の譲渡	466
債権の譲渡の例外	304	—	—
請求権の譲渡	305	—	—
指名債権の譲渡の対抗要件	306	指名債権の譲渡の対抗要件	467
譲渡における権利関係上の係争	307	—	—
指名債権の譲渡における債務者の抗弁	308	指名債権の譲渡における債務者の抗弁	468

VI. タイにおける電子記録債権導入に向けたアプローチに関する考察

これまで、タイと日本の企業における資金決済・資金調達に係る方法、関連する法令、政策等について整理してきたところであるが、タイに新たな金銭債権として電子記録債権を導入することを考えたとき、タイについては、下記の三点が特徴として挙げられる。

第一に、タイの企業間の取引においては、日本の手形に相当する法整備はあるものの、実際に利用されるのは銀行振込、小切手及び現金であり、特に券面ベースの後日払いの資金決済手段である先日付小切手が広く利用されている点。

第二に、タイの先日付小切手は、支払期限については特段の法的制約がなく、当事者の合意により数年先の支払いが可能となるなど、実質的に日本における手形と同様の役目を果たしている点。

第三に、タイにおいては、2010年2月に「Imaged Cheque Clearing and Archive System (ICAS)」が導入されており、券面を読み込んだ電子ファイルのやり取りを通じて決済が行われている点。

こうした特徴を踏まえると、タイに、新たな金銭債権として電子記録債権を導入する場合は、日本の状況とは異なり、先日付小切手を原型として改良した電子化（既に電子化されている交換業務以外の電子化）を検討することが適切だと考えられる。

また、タイでは、2016年の事業担保法施行により、これまでと異なり、債務者が事業活動に必要な動産を債権者に移転することなく継続して利用しながら担保とすることが可能となったことから、動産を担保にした長期資金の提供拡大が期待されている。

事業担保法の対象に電子記録債権が含まれることとなれば、当該債権を活用した中小企業の資金調達の円滑化を図ることも可能となることから、電子記録債権の導入を進める際は、事業担保融資の拡充も併せて検討することが適切だと考えられる。

参考文献

- 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（金融庁 2010 年）
- 「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」（金融庁 2011 年 3 月）
- 「アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査」報告書（金融庁委託 株式会社 NTT データ経営研究所 2012 年 3 月）
- 「金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」（金融庁 2015 年 12 月）
- 「『ABL の現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討』報告書」（経済産業省委託 三菱総合研究所（株）2016 年 2 月）
- 「IT 利活用に係る基本方針」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 2015 年 6 月）
- 「平成 28 年版 決済統計年報」（一般社団法人 全国銀行協会）
- 「でんさいネットの仕組みと実務」（株式会社全銀電子債権ネットワーク）
- 「平成 25 年度下請代金の受取等に関する調査」（中小企業庁委託 （株）東京商工リサーチ 2014 年 1 月）
- 「中小企業の資金調達に関する調査」（中小企業庁委託 みずほ総合研究所（株）2015 年）
- 「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」（中小企業庁委託 （株）帝国データバンク 2015 年）
- 「日本再興戦略」（日本政府 2013 年 6 月閣議決定）
- 「日本再興戦略」（日本政府 2016 年 6 月閣議決定）
- 「通信利用動向調査」（総務省 2017 年）
- 「平成 29 年版 情報通信白書」（総務省 2017 年）

ウェブサイト

● タイ

- タイ中央銀行(<https://www.bot.or.th/English/Pages/default.aspx>)
- タイ商務省(http://www.dbd.go.th/dbdweb_en/main.php?filename=index)
- タイデジタル経済社会省（旧タイ情報通信技術省）
(<http://www.mict.go.th/view/10/Home>)
- タイ統計局(<http://web.nso.go.th/index.htm>)
- タイ国家放送通信委員会(<http://www.nbtc.go.th/Home.aspx?lang=en-us>)

● 日本

- 金融庁 (<http://www.fsa.go.jp/>)
 - ◇ 2016 年 6 月 3 日「決済高度化官民推進会議」の設置について
(<http://www.fsa.go.jp/news/27/singi/20160603-5.html>)
- 総務省 (<http://www.soumu.go.jp/>)
- 法務省 (<http://www.moj.go.jp/>)
- 経済産業省 (<http://www.meti.go.jp/>)
- 中小企業庁 (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)
- 一般社団法人 全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/>)
- 株式会社全銀電子債権ネットワーク (<https://www.densai.net/>)
- 一般社団法人 全国信用保証協会連合会 (<http://www.zensinhoren.or.jp/>)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。本報告書は、金融庁に対してのみ提出されるものであり、本報告書を閲覧したあるいはコピーを入手した第三者に対して、有限責任 あずさ監査法人は責任を負うものではありません。